

チャイエックス・ジャパンPTS、TOB5%ルール¹の適用除外指定を受け、更なる市場参加者を歓迎

2012年10月26日

金融庁は、本日、公開買付けのいわゆる5%ルール（金融商品取引法第27条の2第1項第1号、以下「TOB5%ルール」）の適用を除外する取引として、金融庁長官の指定する私設取引システム（以下「PTS」）における上場有価証券の取引を10月31日付けで追加すること、及びチャイエックス・グローバル・ホールディングス・エルエルシーの子会社であるチャイエックス・ジャパン（以下「CXJ」）が運営するPTSを同日付けで当該PTSとして指定することを発表した。

金融庁は、2012年6月26日から同年7月26日にTOB5%ルール¹に関し、一定の条件を満たしたPTSに限り適用除外とする旨のパブリックコメントを行い、規制緩和に向け準備を進めていた。このTOB5%ルールは、機関投資家のPTS利用が進まない理由となっていた。

CXJの代表取締役である浜欠康生は以下のように述べている。「本日の発表は、私どもが皆様とともに提唱してきた、健全な競争にむけた平等かつ調和のとれたルールへの大きな一歩であると確信しております。いままで私どもチャイエックスが提供している利便性を享受できなかった機関投資家や個人投資家の皆様が参加しやすくなるということは非常に喜ばしいとの声を多数いただいております。今後もチャイエックスは平等かつ健全な競争を続け、かつ市場参加者の皆様にとって魅力のある執行市場となるよう邁進していく所存です。」

チャイエックス・ジャパンについて

チャイエックス・ジャパンは、革新的手数料体系、先進的な注文形態およびリスクマネジメントツールやコロケーション等のサービス提供を低レイテンシーかつFIXベースにて行うことで、より効率的な執行市場の形成を目指している。チャイエックス・ジャパンは新たな取引参加者を呼び込むことで、日本市場全体の流動性向上および取引コストの低減、そして投資パフォーマンス向上の実現に努めている。

チャイエックス・グローバルについて

チャイエックス・グローバルは大手金融機関のコンソーシアムを株主としており、チャイエックス・オーストラリア、チャイエックス・カナダ、チャイエックス・ジャパンを運営している。また、チャイエックス・グローバルはグループのテクノロジー・サービス部門であるチャイテックを運営しているほか、BM&FBOVESPAと共同でチャイ・エフエックスを開発し、2013年第1四半期の業務開始を予定している。